

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【公開番号】特開2014-174969(P2014-174969A)

【公開日】平成26年9月22日(2014.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2014-051

【出願番号】特願2013-50223(P2013-50223)

【国際特許分類】

G 05 B 19/418 (2006.01)

G 06 Q 50/04 (2012.01)

【F I】

G 05 B 19/418 Z

G 06 Q 50/04 100

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月24日(2016.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の作業工程により行う製品の生産活動において作業工程の進捗を管理する進捗管理システムであって、

製品の引合時に決定された前記複数の作業工程の日程に関する引合計画を対象製品毎に記憶するデータベース(引合計画DB)と、

製品の受注時に決定された前記複数の作業工程の日程に関する受注計画を前記対象製品毎に記憶するデータベース(受注計画DB)と、

前記受注計画に対して修正された確定計画を前記対象製品毎に記憶するデータベース(確定計画DB)と、

前記作業工程毎に作業を完了した場合に完了日を前記対象製品毎に記憶する実績データベース(実績DB)と、

前記引合計画における前記複数の作業工程のそれぞれの作業工程に要する標準日数を記憶するデータベース(引合標準日数DB)と、

前記受注計画における前記複数の作業工程のそれぞれの作業工程に要する標準日数を記憶するデータベース(受注標準日数DB)と、

引合計画基準情報と前記引合標準日数DBに記憶されている標準日数とに基づいてコンピュータにより前記対象製品毎に前記引合計画を決定し、当該引合計画を前記引合計画DBに記憶する引合計画決定処理部と、

受注計画基準情報と前記受注標準日数DBに記憶されている標準日数とに基づいてコンピュータにより前記対象製品毎に前記受注計画を決定し、当該受注計画を前記受注計画DBに記憶する受注計画決定処理部と、

前記対象製品毎に前記確定計画が入力された場合に当該確定計画を前記確定計画DBに記憶する確定計画入力部と、

前記対象製品毎に、前記実績DBに記憶されていない前記作業工程において、現在が各作業工程の警告基準日を超過しているか否かを判定する判定部と、

前記判定部において現在が前記警告基準日を超過していると判定された場合に、該当する前記作業工程の対象製品に対して警告表示を行う表示処理部と、

を備え、

前記警告基準日は、

前記確定計画 D B に前記確定計画が記憶されている前記作業工程においては、前記確定計画の日程とし、

前記確定計画 D B に前記確定計画が記憶されておらず前記受注計画 D B に前記受注計画が記憶されている前記作業工程においては、前記受注計画の日程とし、

前記確定計画 D B および前記受注計画 D B に前記確定計画および前記受注計画が記憶されておらず前記引合計画 D B に前記引合計画が記憶されている前記作業工程においては、前記引合計画の日程とし、

前記引合計画基準情報は、製品の引合時に決定された生産着手日、生産完了日または検収日とし、

前記受注計画基準情報は、製品の受注時に決定された生産着手日、生産完了日または検収日とする、進捗管理システム。

【請求項 2】

前記進捗管理システムは、引合時および受注時において生産能力に基づいて決定された引合対象製品および受注対象製品の生産着手日を記憶する着手計画データベース（着手計画 D B）をさらに備え、

前記引合計画基準情報および前記受注計画基準情報は、前記着手計画 D B に記憶されている生産着手日である、請求項 1 の進捗管理システム。

【請求項 3】

前記着手計画 D B は、生産着手の対象製品毎に、引合後で受注前である第一状態の対象製品であるか、それとも受注後である第二状態の対象製品であるかを記憶し、前記引合計画決定処理部は、前記着手計画 D B に前記第一状態の対象製品であることが記憶されている場合に、前記第一状態の対象製品について前記引合計画を決定し、

前記受注計画決定処理部は、前記着手計画 D B に前記第二状態の対象製品であることが記憶されている場合に、前記第二状態の対象製品について前記受注計画を決定する、請求項 2 の進捗管理システム。

【請求項 4】

前記進捗管理システムは、対象製品を特定するための客先情報、製品種別情報、機番情報を記憶する営業情報データベース（営業情報 D B）をさらに備え、

前記機番情報は、引合時に登録する引合番号および受注時に登録する受注番号を含み、

前記着手計画 D B は、前記営業情報 D B と関連づけられた前記機番情報を記憶することにより、生産着手の対象製品が前記第一状態の対象製品であるか前記第二状態の対象製品であるかを記憶する、請求項 3 の進捗管理システム。

【請求項 5】

前記判定部は、前記実績 D B に記憶されていない前記作業工程において、現在が各作業工程の注意喚起基準日を超過しているか否かを判定し、

前記表示処理部は、前記判定部において現在が前記注意喚起基準日を超過しており、かつ、現在が前記警告基準日を超過していないと判定された場合に、該当する前記作業工程において注意喚起表示を行い、

前記注意喚起基準日は、前記作業工程毎に、前記警告基準日から設定された日数だけ前の日とする、請求項 1 ~ 4 の何れか一項の進捗管理システム。

【請求項 6】

前記進捗管理システムは、前記作業工程毎に作業を完了した後に作業者により完了処理が施された場合に、前記実績 D B に前記完了日を記憶させる実績入力部をさらに備える、請求項 1 ~ 5 の何れか一項の進捗管理システム。

【請求項 7】

前記進捗管理システムは、第一表示画面と第二表示画面とを表示する表示部をさらに備え、

前記第一表示画面は、前記作業工程毎の表示欄を表示すると共に、前記対象製品が現在

作業中の作業工程の表示欄に前記対象製品に相当する疑似対象製品を表示し、

前記第二表示画面は、前記作業工程の表示欄を表示すると共に、前記対象製品毎に前記引合計画の日程、前記受注計画の日程、前記確定計画の日程および前記完了日を表示し、

前記表示処理部は、前記第一表示画面において該当する前記疑似対象製品に対して警告表示を行い、前記第二表示画面において該当する前記対象製品の前記表示欄に対して警告表示を行う、請求項1～6の何れか一項の進捗管理システム。

【請求項8】

前記第一表示画面において表示する前記作業工程は、前記第二表示画面において表示する前記作業工程を複数集約した大分類の作業工程である、請求項7の進捗管理システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

(請求項1)本手段に係る進捗管理システムは、複数の作業工程により行う製品の生産活動において作業工程の進捗を管理する進捗管理システムであって、製品の引合時に決定された前記複数の作業工程の日程に関する引合計画を対象製品毎に記憶するデータベース(引合計画DB)と、製品の受注時に決定された前記複数の作業工程の日程に関する受注計画を前記対象製品毎に記憶するデータベース(受注計画DB)と、前記受注計画に対して修正された確定計画を前記対象製品毎に記憶するデータベース(確定計画DB)と、前記作業工程毎に作業を完了した場合に完了日を前記対象製品毎に記憶する実績データベース(実績DB)と、前記引合計画における前記複数の作業工程のそれぞれの作業工程に要する標準日数を記憶するデータベース(引合標準日数DB)と、前記受注計画における前記複数の作業工程のそれぞれの作業工程に要する標準日数を記憶するデータベース(受注標準日数DB)と、引合計画基準情報と前記引合標準日数DBに記憶されている標準日数とに基づいてコンピュータにより前記対象製品毎に前記引合計画を決定し、当該引合計画を前記引合計画DBに記憶する引合計画決定処理部と、受注計画基準情報と前記受注標準日数DBに記憶されている標準日数とに基づいてコンピュータにより前記対象製品毎に前記受注計画を決定し、当該受注計画を前記受注計画DBに記憶する受注計画決定処理部と、前記対象製品毎に前記確定計画が入力された場合に当該確定計画を前記確定計画DBに記憶する確定計画入力部と、前記対象製品毎に、前記実績DBに記憶されていない前記作業工程において、現在が各作業工程の警告基準日を超過しているか否かを判定する判定部と、前記判定部において現在が前記警告基準日を超過していると判定された場合に、該当する前記作業工程の対象製品に対して警告表示を行う表示処理部と、を備える。